

平成23年度第4回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成24年3月16日（金）総務省庁舎管理室会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成23年7月1日～平成23年11月30日
抽出案件	5件（対象案件403件）
審議案件	5件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】（一般競争入札・最低価格落札方式）

平成23年度東北総合通信局遠隔方位測定設備センタ局間の通信回線の提供の委託

契約相手方：東北インテリジェント通信株式会社

契約金額：1,512,210円（落札率41.3%）

契約締結日：平成23年10月25日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
契約期間はいつからいつまでか。	平成23年11月1日から平成24年3月31日まで。
何か特殊要因のある契約か。	電波監視業務に活用している遠隔方位測定設備について、東北管内の42局のうち、13局がこの度の東日本大震災により被災した。早急な復旧のため設備更改の作業工程の短縮に努めた結果、開局日が11月頃に集中することとなり、また設備更改にともなってISDN回線を使用していた9局の通信回線を広域LANに移行する必要があったため入札を実施したものである。残りの4局については既に広域LANの契約が済んでいるものであり、今回の調達の中には含まれていない。
「委託」としているが、「請負」にしなかった理由。	契約内容は請負契約であるが、契約件名において、誤って委託という表現を使ってしまったもの。
平成24年度分は請負という形で募集する	請負で実施する予定。

のか。	
同契約の過去の状況はどうか。	<p>「平成23年度東北総合通信局遠隔方位測定設備センタ局間の通信回線提供の委託」（契約期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）</p> <p>（一般競争入札を実施：予定価格4,751,775円、契約金額2,284,380円、1者入札）</p> <p>契約の相手方：東北インテリジェント通信株式会社</p>
1者入札にとどまった理由。	<p>履行可能な業者は複数者あるが、結果として1者だけが応札したものである。</p> <p>業者によって契約期間による割引率が異なっているようなので、そのあたりが影響している可能性がある。</p>
他局では複数者入っているところもあるので、周知方法については、他局の現状も調査された上で努力いただきたい。	<p>今回の落札業者はいわゆる東北のローカルネットワーク業者なので、他局とは地域的な差異はあるとは思うが、他局と連携を図りながら努力をしていきたい。</p>
落札率が41%だが、予定価格とのかい離をどう分析しているか。	<p>入札の際に、大幅に金額を下げて落札したものであり、本契約を落札したいという業者の意向によるものと思料。</p>

【抽出事案 2】（一般競争入札・最低価格落札方式）

消防庁ヘリコプター「J A 0 1 F D」の機体整備

契約相手方：ユーロコプタージャパンT&E株式会社

契約金額：33,600,000円（落札率100.0%）

契約締結日：平成23年7月11日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答										
本件役務はどのような内容か。	<p>回転翼航空機は、航空法第11条に基づき、国土交通省航空局発行の耐空証明を受けていなければ航空の用に供することができない。また同法14条により耐空証明の有効期限は1年と定められている。</p> <p>消防庁が保有する回転翼航空機（J A 0 1 F D）については、耐空証明の期限が平成23年9月16日までであるが、今後の消防庁ヘリコプターの使用予定等を考慮し、耐空証明に係る定期点検整備を行うもの。</p>										
本件役務は落札者以外にどのような会社が可能か。	<p>本件を実施する会社は、ユーロコプター社（消防庁ヘリコプター「J A 0 1 F D」の製造会社）によるAS365型の修理工場の認定を受けていること及び航空機製造事業法第9条第1項の規定による経済産業大臣の許可を受けていることが必要である。</p> <p>日本国内において、この条件を満たす会社は、ユーロコプターT&E(株)と(株)ジャムコのみであるが、(株)ジャムコは、東日本大震災により定期点検整備を行える唯一の整備工場が被災したため、今回の入札に参加できなかったもの。</p>										
定期的に整備をするのか等、整備をする基準は何か。	<p>航空法第11条及び第14条</p> <p>国土交通省航空局通達に基づく製造会社発行の整備基準書</p>										
過去5年間の整備実績（1機当たり単価）は、どうなっているか。	<table><tbody><tr><td>平成22年度</td><td>26,250,000円</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>38,325,000円</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>16,590,000円</td></tr><tr><td>平成19年度</td><td>22,995,000円</td></tr><tr><td>平成18年度</td><td>14,133,000円</td></tr></tbody></table>	平成22年度	26,250,000円	平成21年度	38,325,000円	平成20年度	16,590,000円	平成19年度	22,995,000円	平成18年度	14,133,000円
平成22年度	26,250,000円										
平成21年度	38,325,000円										
平成20年度	16,590,000円										
平成19年度	22,995,000円										
平成18年度	14,133,000円										

	<p>上記契約業者はすべてユーロコプタージャパン T & E 株式会社。</p>
<p>予定価格の算定方式はどのようになっているか。</p>	<p>(予定価格の算定について説明)</p>
<p>落札率 100%を改善するための方策を、どのように考えているか。</p>	<p>この度は7回目の入札による結果であるが、今後も特定調達手続きに基づき広範囲での応札機会の拡大を図り、競争性を高めることに努める。</p>
<p>災害救助用のヘリコプターということか。</p>	<p>緊急消防援助隊の資機材及び人員の搬送や救助、視察などを目的としている。</p>
<p>随意契約にすべきだったのではないか。</p>	<p>履行可能業者2者のうち1者が被災してできないというところまで精緻には把握できなかった。 随意契約については、公募などやり方を含めて検討する。</p>
<p>平成23年9月14日に「JA01FDの機体整備に伴う追加整備一式」というものを随意契約で実施しているが、どういったものか。</p>	<p>定期検査を行う中で、新たに要修理箇所が判明したり、想定以上に部品が摩耗していたりと、点検に伴う補修では対応できないものがあつたため実施したもの。また、ユーロコプターT&Eの工場で一定程度の分解をして、これを別のところで修理したのでは非常に非合理的で、責任の所在があいまいになるため特命随契で実施したもの。</p>
<p>なぜ災害関係の調整費の単価表を使ったのか。</p>	<p>官公庁が出しているような、ある程度権威のある単価表で、ほかに適しているものがなかったため。</p>

【抽出事案3】（一般競争入札・総合評価落札方式）

ASP・SaaS適用分野拡大のための調査検討の請負

契約相手方：特定非営利活動法人ASP・SaaSインダストリコンソーシアム

契約金額：35,595,000円（落札率93.4%）

契約締結日：平成23年9月20日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
契約相手方はどのような活動を行うNPOか。	契約相手方は、広く一般国民に対して、様々な分野でインターネットという標準化された世界ネットワークを通してASPの普及・推進に関する事業を行い、我が国の情報技術の革新に寄与することを目的としている。 1999年に任意団体として設立され、2002年にNPOの認証を取得している。
設立・運営に関して総務省との関わりがあるか。総務省と人的な交流や関係があるか。	設立・運営に関して、総務省との関わりはない。また、人的な交流等もない。
請負業務の目的、必要性、業務内容はどのようなものか。	本請負業務の目的は、ICT利活用を推進していく上で極めて有用なASP・SaaSに関して、その安心・安全な利用環境を整備することにより、業務効率化や生産性向上につなげていくもの。 ASP・SaaS事業者間の連携に関する標準仕様や事業者が留意すべき事項が整理されないまま利用が促進されると、事業者に預けられた利用者データが適切に処理されない等の事態が危惧されるため、早急に安心して利用できる環境を整備する必要がある。 業務内容は、(1)ASP・SaaSのデータガバナンス向上に係る調査検討、(2)ASP・SaaSにおけるデータの二次利用のあり方に係る調査検討、(3)ASP・SaaS事業者間連携のためのガイドラインに関する調査検討について調査検討を行う。
入札が1者だけとなった理由は何か。	仕様書を手に入れた者は37者であったが、うち入札に参加した者は結果として1者であった。 おそらく内容がASP・SaaSの一般の調査研究より少し進んだところの調査研究になっているため、これまでのノウハウがないとなかなかできないので

	はないかと思われる。
このNPOと総務省との現時点までの契約状況はどのようになっているか。	(資料に沿って説明)
総合評価の方法はどのようになっているか。	<p>価格面のみならず企業としての実績・技術的優位性等の提案内容を総合的に評価する。</p> <p>本総合評価基準の評価対象は、入札価格のほか、「必須項目」及び「加点項目」からなり、入札説明書に規定された総合評価の方法により行っている。</p>
調査結果はどのように利用するのか。	<p>報告書等に基づいて、ASP・SaaSを利用する場合にはこういった方法でやったらどうかというガイドラインとして活用している。</p>
過去の入札の結果を見ると、適用分野の拡大は今回だけじゃなくて過去にも何回かあるようだが、同じような調査を何回もする必要があるのか。	<p>医療や、学校関係や、地方自治体向けのアプリケーションなどと分野が異なっている。</p>

【抽出事案4】（一般競争入札・総合評価落札方式）

旧法屋外タンク貯蔵所の基礎地盤の堅固さに係る評価方法の検討業務

契約相手方：危険物保安技術協会

契約金額：16,514,400円（落札率95.3%）

契約締結日：平成23年11月17日

競争参加業者：3者

意見・質問	回答
本件の調達目的は何ですか。	容量が1万キロリットル以上のタンク底部からの流出事故は全て昭和52年以前に設置された旧法タンクで発生している。昭和52年以降に設置された新法タンクに比べ、旧法タンクの技術基準は、基礎地盤の堅固さ、底部板の板厚、底部板の溶接構造において異なることから、これらの技術基準の差異が保安検査周期に与える影響について検討するものであり、平成23年度はこのうち基礎地盤の堅固さに関する評価方法の検討を実施するものである。
契約成果物の利用方法はどのようなものか。	旧法タンクの基礎地盤の安全性を評価できる手法を確立できれば、旧法タンクのうち安全性が高いものを区分することができるようになり、そのようなタンクに対して保安検査のあり方を検討することができる（良好な検討結果が得られた場合は政令改正）。
消防庁における契約相手方との過去の契約実績、職員の再就職状況。	（資料に沿って説明）
予定価格の算定方法、見積もりの徴取状況	（予定価格の算定について説明） 見積書は3者から聴取。
価格以外の要素の評価項目の設定ポイント及び評価のやり方はどのようなものか。	提出された提案書を、総合評価基準表に記載する必須の評価項目に係る技術等について、仕様書に記載する業務項目を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには基礎点を与え、満たしていないものについては不合格とする。 上記必須の項目以外の項目については、総合評価基準表に示す点数の範囲内で得点を与える。
価格の要素を含む総合評価の算定方法	入札価格の得点（価格点）は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする（50点満

	<p>点)。</p> <p>提案書に記載されている性能等の評価の得点(技術点)は、⑤の評価方法に基づき、基礎点(40点満点)及び加点(60点満点)の合計とする。</p> <p>総合評価方式では、予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、価格点+技術点の合計の最も高い得点者が落札者となる。</p>
<p>(良好な検討結果が得られた場合は政令改正)とあるが、何が良好な結果で、どういう政令改正が想定されているのか。</p>	<p>新法タンクと旧法タンクの技術基準の違いについてきちんと検討して、保安検査の周期を延長することができるという結果がでたものについては、個別に延長制度をつくって、政令として改正させていくことを考えている。</p>
<p>震災後は規制を十分していかなければならないという認識が強まってきたときに、旧法タンクについて現行の検査周期を延ばすという調査をすることについて、ブレーキはかからなかったのか。</p>	<p>検討会において、保安検査でこういったことを確認しなくてはいけないのか。そもそも、現在設定している旧法タンクの検査周期はそもそも妥当であるのかということも含めて、今回検討しようとしているもの。</p>
<p>検討会の第1回の会議が9月13日で、立ち上げたばかりであり検討されていない状態でこの調達がかかったという印象があるのだが。</p>	<p>昨年22年度にこの検討について立案、企画をし、それ以降、調査方法について検討を行ってきたところである。</p> <p>本来、6月に立ち上げを予定していたが、震災の影響で9月になってしまった。</p>

【抽出事案5】(随意契約・その他)

全国過疎シンポジウム2011 in えひめ運営等業務

契約相手方：名鉄観光サービス株式会社

契約金額：4,848,900円(うち総務省負担額2,700,000円)(落札率100.0%)

契約締結日：平成23年8月5日

競争参加業者：-

意見・質問	回答
契約金額：4,848,900円(うち総務省負担額2,700,000円)とあるが、他の省庁や団体が関係している契約なのか。	全国過疎問題シンポジウムは、総務省及び実行委員会(開催都道府県、全国過疎地域自立促進連盟及び全国過疎地域自立促進連盟支部等)との共催で行っており、本年度で23回目を迎える。 契約の手続きに関しては、実行委員会を開催し、総務省、開催都道府県、全国過疎地域自立促進連盟及び全国過疎地域自立促進連盟支部等の4者連名により契約に関する「覚書の締結」を交わしている。なお、本年度に関しては総務省270万円、実行委員会650万円(愛媛県400万円、全国過疎地域自立促進連盟150万円、愛媛県過疎協議会100万円)の費用を負担し、名鉄観光サービスとの契約に関しては4,848,900円(うち総務省負担分270万円)の運営委託料の契約を交わしている。
契約プロセスはどのようになっているか。	運営委託業者選定方法に関しては、覚書の内容に基づき、担当都道府県の財務規定に従って契約が進められている。 本年度は、開催都道府県である愛媛県が運営等業者審査委員会を開き、参加連絡のあった4社のプレゼンテーションを実施し、選定委員会の検討した結果、一番評価の高かった名鉄観光サービス(株)松山支店に決定した。 総務省としては、開催都道府県からの業者決定の報告を受け、三者契約を行った。 なお、契約期間終了後は検査を行い、業者より実行委員会を通じて、請求書及び業務完了報告書の通知を受け、総務省負担額分の精算を行っている。
契約額が484万8,900円で、総務省は270万円全額予算を出しているが、ほかのところ	ほかの三者は主に講師謝金や旅費などに充てるという形になっているが、当然270万円では足りな

は予算を組んだけれども払わなかったということか。	いので、本件にも負担してもらおうという整理をしている。
このイベントを開催することによって効果はどの程度あるのか。	実効的、直接的な効果というものではなく、いろいろな方々に来ていただいて、意見交換など交流をしてもらおうというのを主眼に置いており、きっかけづくりの場と理解している。
随意契約（その他）となっているが、これは企画競争とすべきではないか。	今回は県の団体のほうで企画競争をやっているが、総務省としては、決まった業者と契約をするという形なので、随意契約（その他）という整理をしている。
県の企画競争において、いろいろな項目があるようだが、価格がどの程度占めているのか。	業者の選定に当たっては、県のほうで審査委員会を開いて、技術点と価格点を考慮して、最終的に判断している。技術点が85点、価格点が15点という割合になっている。
総務省において、こういうパターンの契約は結構あるのか。	おそらくこれだけではないかと思う。レアなケースではある。

【平成24年度総務省調達改善計画について】
 末尾、事務局より
 ・平成24年度総務省調達改善計画
 に関して説明。